

## いしかわ並行在来線金沢以西延伸対策検討会規約

### (名 称)

第1条 本会は、いしかわ並行在来線金沢以西延伸対策検討会と称する。

### (構 成)

第2条 本会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

### (目 的)

第3条 本会は、北陸新幹線の金沢以西延伸時に西日本旅客鉄道株式会社から経営分離される並行在来線（金沢～福井県境間）について、経営分離後のあり方を幅広く協議することを目的とする。

### (事 務)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事項について協議する。

- (1) 金沢以西延伸後の並行在来線の経営に関する事項
- (2) 金沢以西延伸後の並行在来線の運行に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	7名

2 会長は、石川県知事の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、金沢市長、小松市長、加賀市長、白山市長、能美市長、野々市市長、津幡町長の職にある者をもって充てる。

### (役員の仕事)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (会 議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、必要と認めるときは、オブザーバーを参加させることができる。

3 会議は、必要に応じ、専門家等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第8条 本会に幹事会を置き、会議に付議すべき事項等について、企画、立案等にあたるものとする。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、石川県企画振興部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要と認めるときは、オブザーバーを参加させることができる。
- 5 幹事会は、必要に応じ、専門家等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、石川県企画振興部新幹線・交通対策監室並行在来線対策課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成29年3月30日から施行する。



別表第2（第8条関係） いしかわ並行在来線金沢以西延伸対策検討会幹事会

所 属	職
石 川 県 石川県市長会 石川県町長会 金 沢 市 七 尾 市 小 松 市 輪 島 市 珠 洲 市 加 賀 市 羽 咋 市 か ほ く 市 白 山 市 能 美 市 野々市市 川 北 町 津 幡 町 内 灘 町 志 賀 町 宝達志水町 中能登町 穴 水 町 能 登 町 北陸経済連合会 石川県商工会議所連合会 石川県商工会連合会 （公社）石川県観光連盟 石川県商店街振興組合連合会 日本労働組合総連合会石川県連合会 金沢商工会議所 白山商工会議所 小松商工会議所 加賀商工会議所 森本商工会 津幡町商工会 野々市市商工会 美川商工会 能美市商工会 （公社）金沢青年会議所 （一社）白山青年会議所 （公社）小松青年会議所 （公社）加賀青年会議所 （公社）石川県バス協会 北陸鉄道（株） のと鉄道（株） I R いしかわ鉄道（株） （オブザーバー）	企画振興部長 事務局長 事務局長 都市政策局長 総務部長 総合政策部長 交流政策部長 企画財政課長 建設部長 総務部長 総務部長 企画振興部長 企画振興部長 企画振興部長 総務課長 産業建設部長 都市整備部担当部長 企画財政課長 企画振興課長 企画課長 政策調整課長 企画財政課長 専務理事 専務理事 専務理事 副理事長 事務局長 会長代行 専務理事 専務理事 専務理事 専務理事 事務局長 事務局長 事務局長 事務局長 副理事長 副理事長 副理事長 副理事長 専務理事 代表取締役常務 鉄道部長 常務取締役
西日本旅客鉄道（株）金沢支社 日本貨物鉄道（株）金沢支店	副支社長 副支店長